

外傷性疾患(ケガ)の負傷原因照会業務の取扱い

【負傷原因調査の目的】

業務上の傷病や交通事故等の第三者が関係する傷病に係る医療費については、本来、健康保険制度で負担すべきものでないことから、外傷性疾患の負傷原因を確認し、健康保険の対象外給付に係る医療費の回収を行うため。

- 労働災害や通勤災害による傷病に係る医療費(労災保険で負担すべき医療費)
 - ・ 業務上のけが ・ 通勤途上のけが
- 第三者行為による傷病に係る医療費(加害者が負担すべき医療費)
 - ・ 自動車事故により、けがをしたとき ・ 不当な暴力や傷害行為により、けがをしたとき
 - ・ 学校やスーパーなどの設備の欠陥により、けがをしたとき
 - ・ 他人のペットなどにより、けがをしたとき(咬傷など)
 - ・ 飲食店などで、食中毒にあったとき

【委託業者】

株式会社大正オーディット

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1 ニ子玉川ライズ・オフィス 7F

TEL 03-6805-6261

※ 個人情報保護の規定に従い、業務委託契約を締結しています。

【対象者】

医療機関から請求される診療報酬明細書(レセプト)に記載された傷病名が労働災害等または第三者行為の可能性がある方

【負傷原因調査にご対応いただく内容】

「負傷原因調査票」に必要事項をご記入のうえ委託業者に返送してください。

【負傷原因調査により第三者行為による傷病と判明した場合】

第三者行為による傷病と判明した方には、改めて「第三者行為による傷病届」等の書類を委託業者より送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ速やかに委託業者にご提出ください。

示談代行サービス附帯の任意保険に加入している場合、担当する損害保険会社により「第三者行為による傷病届」・「事故発生状況報告書」等の書類作成や提出についてサポートを受けられる場合があります。詳しくはご契約の損害保険会社にお問い合わせください。

※サポートを受けられるのは、業務外の交通事故で健康保険を使用した場合となります。

また、各種届出書類の提出後につきましても、治療完了連絡や示談前連絡等をお願いします。

【第三者行為(交通事故等)による傷病で直ちに医療機関で受診する場合】

第三者行為による傷病(業務上や通勤途上を除く)で、医療機関を受診する場合、今までは当健康保険組合に連絡をいただいておりますが、今後は、速やかに以下の業務委託先へ連絡するようお願いします。

TEL 03-6805-6285 (株式会社大正オーディット:第一窓口専用ダイヤル)